

# 社会保険料控除

## 1. 制度の概要【昭和27年創設】

納税者が、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合又は納税者の給与等から差し引かれる場合には、その金額が「社会保険料控除」として所得控除できる。

## 2. 控除対象とされる社会保険料の範囲

- イ 健康保険の保険料
- ロ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
- ハ 介護保険の保険料
- ニ 雇用保険の保険料
- ホ 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金
- ヘ 農業者年金の保険料
- ト 厚生年金の保険料及び厚生年金基金の掛金

- チ 船員保険の保険料
- リ 国家公務員共済組合の掛金
- ヌ 地方公務員等共済組合の掛金
- ル 私立学校教職員共済制度の掛金
- ヲ 国会議員互助年金の納付金

等

## 3. 適用状況の累年比較

区分	給与額 (a)	適用者数 (b)	控除額 (c)	一人当 り控除額	(c)/(a)
				(c)/(b)	
	兆円	万人	億円	万円	%
昭和60年	118	2,910	80,892	28	6.9
平成3年	160	3,253	128,048	39	8.0
8年	185	3,487	167,306	48	9.0
13年	179	3,392	180,393	53	10.1

(注) 国税庁「民間給与の実態」における年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(納税者)による。

(参考) 主な社会保険料の負担水準の推移

	厚生年金	政管健保	介護保険	雇用保険
昭和60年 4月	10.6%	8.4% 特別保険料0.8%	〔平成12年4月 施行〕	1.45%
平成15年 4月	13.58%	8.2%	約1% 約1%	1.75%
37年 (推計)	24.8%(※)	10.3%	約2%	推計値なし

(注) 昭和60年は標準報酬ベースの、平成15-37年は総報酬ベースの保険料率である。雇用保険は賃金総額ベース。

(※) 平成14年新人口推計の中位推計に基づき、国庫負担割合を1/3とした場合の数値。(国庫負担割合1/2の場合は、22.4%)

## (参考) 小規模企業共済等掛金控除【昭和42年創設】

納税者が、小規模企業共済法に基づく共済契約の掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金等を支払った場合には、その金額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除できる。